

変更概要書

名 称	変 更 の 内 容
太井第37号生産緑地地区	<p>法第14条の規定に基づく、行為制限の解除による地区の一部廃止。 面積約0.11haを廃止する。</p>
長野第2号生産緑地地区	<p>法第14条の規定に基づく、行為制限の解除による地区の廃止。 面積約0.26haを廃止する。</p>
佐間第1号生産緑地地区	<p>法第14条の規定に基づき、行為制限が解除による地区の一部廃止。 面積約0.14haを廃止する。</p>
佐間第3号生産緑地地区	<p>法第14条の規定に基づき、行為制限が解除による地区の廃止。 面積約0.09haを廃止する。</p>
佐間第4号生産緑地地区	<p>法第14条の規定に基づき、行為制限が解除による地区の廃止。 面積約0.12haを廃止する。</p>